別表一の一(一)の表中

| 法人税額の特別控除額<br>（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「21」＋別表六の二(六)「37」＋別表六の二(七)「50」＋別表六の二(八)「42」＋別表六の二(九)「24」＋別表六の二(十)「38」＋別表六の二(十一)「43」＋別表六の二(十二)「25」＋別表六の二(十三)「29」＋別表六の二(十四)「27」＋別表六の二(十五)「37」＋別表六の二(十六)「22」＋別表六の二(十七)「22」＋別表六の二(十八)「47」＋別表六の二(十九)「19」） |
|---|

を

| 法人税額の特別控除額<br>（別表六の二(三)「22」＋別表六の二(四)「18」＋別表六の二(五)「12」＋別表六の二(六)「21」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「50」＋別表六の二(十)「42」＋別表六の二(十一)「24」＋別表六の二(十二)「18」＋別表六の二(十三)「18」＋別表六の二(十四)「18」＋別表六の二(十五)「18」＋別表六の二(十六)「39」＋別表六の二(十七)「27」＋別表六の二(十八)「37」＋別表六の二(十九)「38」＋別表六の二(二十)「22」＋別表六の二(二十一)「22」＋別表六の二(二十二)「47」＋別表六の二(二十三)「19」） |
|---|

に、

| 所得税の<br>（別表六の二(一)「13」） |
|---|
| 外国税<br>（別表六の二(二)「16」又は別表六の二(二の12」） |

に、

| 額 |
|---|
| 額<br>(二)一 |

を

| 所得税の額<br>（別表六の二(一)「６の③」） |
|---|
| 外国税額<br>（別表六の二(二)「16」） |

に改め、同表の記載要領第四号(1)中「第68条の11第７項」を「第68条の11第５項」に、「若しくは第68条の15の４第５項」を「、第68条の15の４第５項」に、「又は」を「若しくは第68条の15の５第５項（連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の特定経営力向上設備等に係る法人税額）又は」に改め、同号(2)ロ中「別表六(二十四)「31」」を「別表六(二十八)「31」」に改め、同第五号中「(使途秘匿金」を「(連結法人に使途秘匿金」に改める。

別表一の一(一)の表中

| 法人税額の特別控除額<br>（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「21」＋別表六の二(六)「37」＋別表六の二(七)「50」＋別表六の二(八)「42」＋別表六の二(九)「24」＋別表六の二(十)「38」＋別表六の二(十一)「43」＋別表六の二(十二)「25」＋別表六の二(十三)「29」＋別表六の二(十四)「27」＋別表六の二(十五)「37」＋別表六の二(十六)「22」＋別表六の二(十七)「22」＋別表六の二(十八)「47」＋別表六の二(十九)「19」） |
|---|

を

| 法人税額の特別控除額<br>（別表六の二(三)「22」＋別表六の二(四)「18」＋別表六の二(五)「12」＋別表六の二(六)「21」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「50」＋別表六の二(十)「42」＋別表六の二(十一)「24」＋別表六の二(十二)「18」＋別表六の二(十三)「18」＋別表六の二(十四)「18」＋別表六の二(十五)「18」＋別表六の二(十六)「39」＋別表六の二(十七)「27」＋別表六の二(十八)「37」＋別表六の二(十九)「38」＋別表六の二(二十)「22」＋別表六の二(二十一)「22」＋別表六の二(二十二)「47」＋別表六の二(二十三)「19」） |
|---|

に、

| 所得税の<br>（別表六の二(一)「13」） |
|---|
| 外国税<br>（別表六の二(二)「16」又は別表六の二(二の12」） |

に、

| 額 |
|---|
| 額<br>(二)一 |

を

| 所得税の額<br>（別表六の二(一)「６の③」） |
|---|
| 外国税額<br>（別表六の二(二)「16」） |

に改め、同表の記載要領第四号(1)中「第68条の11第７項」を「第68条の11第５項」に、「若しくは第68条の15の４第５項」を「、第68条の15の４第５項」に、「又は」を「若しくは第68条の15の５第５項（連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の特定経営力向上設備等に係る法人税額）又は」に改め、同号(2)ロ中「別表六(二十四)「31」」を「別表六(二十八)「31」」に改め、同第五号中「(使途秘匿金」を「(連結法人に使途秘匿金」に改め、同第七号中「「所得税の額（別表六の二(一)「13」）㊱」」を「「所得税の額（別表六の二(一)「６の③」）㊱」」に、「各連結法人の別表七(一)「12の③」の金額の合計額」を「別表七の二付表三「１」の金額」に改め、同表の記載要領に次の１号を加える。

9　「所得税の額（別表六の二(一)「６の③」）㊱」の欄の記載に当たつては、別表六の二(一)「６の③」の内書に金額の記載がある場合には、その金額を「別表六の二(一)「６の③」」の金額から控除した金額を記載すること。